

# 子どもの定期予防接種（小学生以上）

問合せ先

- ・ 市役所市民健康課 ☎ 0978-72-5189
- ・ 武蔵総合支所 ☎ 0978-68-1184
- ・ 国見総合支所 ☎ 0978-82-1112
- ・ 安岐総合支所 ☎ 0978-67-1111

種 類		対象者	回 数	標準的な接種期間	標準的な接種間隔	備 考
日本脳炎 第2期		9歳以上 13歳未満 （※1）	1回	9歳に達した時から10歳に達するまでの期間		※1 小学4年生時に市から案内文書を送付します。
二種混合		11歳以上 13歳未満 （※2）	1回	11歳に達した時から12歳に達するまでの期間		※2 小学6年生時に市から案内文書を送付します
ヒトパピローマウイルス感染症	シルガード9 （9価）	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子（小学6年生～高校1年生相当）	<p>【1回目の接種を15歳になるまでに受ける場合】 2回</p> <p>.....</p> <p>【1回目の接種を15歳になってから受ける場合】 3回</p>	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間（中学1年生）	<p>1回目を接種してから、6月後に2回目接種※3</p> <p>.....</p> <p>約6月の間に合計3回接種（①初回、②初回から2月後、③初回から6月後の計3回）※4</p>	<p>・ヒトパピローマウイルス感染症予防接種につきましては、令和4年4月から積極的勧奨再開します。対象の方には個別に案内文書を送付予定です。</p> <p>※3 1回目と2回目は少なくとも5月以上空けること。5月未満の場合、3回目の接種が必要になります。</p> <p>※4 標準的な接種間隔を取ることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回注射した後、第2回目の注射から3月以上の間隔をおいて1回行うことができる。</p>